

「びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要」投稿要領

平成 15 年 4 月 30 日

制定

改正 令和4年9月14日

令和5年5月11日

1. びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要論文を投稿できる者は、びわこ成蹊スポーツ大学教員が筆頭著者であることとする。
2. 投稿論文の種類は、課題研究論文、原著論文、研究報告、文献・資料紹介、その他研究・教育活動等に関する情報とする。
3. 投稿論文は未発表のものであり、他誌に投稿中でないものに限る。ただし、各種学会大会等における口頭発表やその資料の内容を充実させた論文、あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は、投稿することができる。
4. 投稿論文における使用言語は日本語又は英語とし、計量単位は原則として国際単位系(SI)とする。
5. 投稿論文の原稿は、原則として、ワードプロセッサで作成するものとし、A4判縦使い横書き、全角で1行40字×40行とする。
6. 投稿論文の上限文字数(スペースを含む)は、本文、文献、注、図表等を含めて全角で20,000字(12.5ページ)とする。ただし、共同執筆の場合は40,000字(25ページ)を上限とする。また、欧文(原則として英語)の場合には図書・学術委員会(以下、「委員会」という。)が投稿要領を指定する。
7. 投稿論文の表紙には、論文タイトル、氏名、所属、ランニングタイトルを記載し、本文のページには通し番号をつける。
8. 投稿論文には、原則として英文タイトル・氏名、英文による要約(400語以内)、3つ以上5つまでのキーワードをつける。英文による要約は、外部機関による英文校閲を受け、校閲証明書と和文の要約を委員会に提出する。その上で、委員会の責任において一応の吟味をする。英文投稿論文の場合は、和文のタイトル・氏名・要約をつける。
9. 投稿論文の図表等は次の通り取り扱う。
  - (1) 図表等は白黒を原則とする。
  - (2) 図表等の掲載に、カラー図表など特別の費用を要した場合には、その超過分は執筆者が負担する。
  - (3) 図表等には、それぞれに通し番号とタイトルをつけ、原則として本文とは別に番号順に一括する。図表等の挿入箇所は、本文中にそれぞれの番号を明記する。なお、原稿に挿入することもできる。
10. 投稿論文の作成に際して、被験者や被験動物の取り扱いについては、「びわこ成蹊スポーツ大学人を対象とする研究に関する倫理規程」及び「びわこ成蹊スポーツ大学における研究活動に係る行動規範第3項 被験者、被験動物の倫理的配慮」を参照し、人権擁護・動物愛護の立場から十分注意するとともに、実際に配慮した点を論文中に明

記する。

11. 本文中の文献引用は、著者名と発行年で示し、引用した文献はすべて論文末の文献リストに掲載する。注をつける場合、本文中に「注 1)」、 「注 2)」のように通し番号をつけ、本文と文献リストとの間に記載する。
12. 文献リストは原則として、本文の最後に著者名のアルファベット順に一括し、著者名（発行年）論文名、誌名、巻（号）：ページ（p.○または pp.○-○で表記）の順とする。（ ）、 .、 :、 ・ハイフン等、Abc、数字は半角を用いることとし、別に例示で定める。（投稿の手引き参照）
13. 謝辞及び付記等は、公平な審査を期するため、論文の掲載承認後に執筆者により書き加えることができる。
14. 投稿論文は記録メディア（USB 等）またはメールにて提出する。投稿論文は原則として返却しない。
15. 投稿論文の採否については、審査結果によって決めるものとする。審査の結果、内容の変更を求められることがある。
16. 投稿論文は図書課に提出する。投稿論文は図書課への提出日を受付日とし、委員会による掲載承認日を受理日とする。受理された投稿論文は、委員会が訂正を要求した箇所以外に、委員会の承認なしに変更を加えてはならない。
17. 委員会より訂正を求められた投稿論文は 2 週間以内に再提出することとし、2 週間を超えた後は受け付けない。
18. 投稿論文の執筆者校正は 1 回とする。その際、印刷上の誤り以外の字句の修正や、投稿論文にない字句の挿入及び図表等の修正は認められない。
19. 抜き刷りについては、原則として執筆者の負担とする。また、図表等により、印刷に特別の費用を要した場合には、その費用は執筆者の負担とする。

#### 附 記

この要領は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

#### 附 記（平成 22 年 4 月 21 日）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 記（平成 24 年 1 月 25 日）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 記（令和 3 年 2 月 25 日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 記（令和 4 年 9 月 14 日）

この要領は、令和 4 年 9 月 14 日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 記（令和 5 年 5 月 11 日）

この要領は、令和 5 年 5 月 11 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。